平成28年7月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	平成28年7月26日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社長野自動車　代表者　長谷川義光
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　埼玉県戸田市笹目南町20-23 （東京営業所）　東京都板橋区新河岸3-8-5
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　　40日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条の2
（６）違反行為の概要	平成27年6月12日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)運行に関する状況把握体制の整備違反(運輸規則第21条の2)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(5)日雇い運転者等の選任禁止違反(運輸規則第36条第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)報告義務違反(運送法第94条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　　4点 当該事業者の累積点数　　4点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

訂正版

平成28年7月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	平成28年7月26日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社ろけバス　代表者　上田晋平
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　愛知県名古屋市名東区高針1-703 （上井草営業所）　東京都杉並区上井草3-33-22
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　　50日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
（６）違反行為の概要	平成27年6月17日及び平成27年7月30日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第1項)、(5)運行指示書の作成義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　　5点 当該事業者の累積点数　　5点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

平成28年7月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	平成28年7月26日
（２）事業者の氏名又は名称	さがみエンヂニアリング株式会社　代表者　山口辰彦
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　東京都杉並区上井草4-2-3 （本社営業所）　東京都杉並区上井草4-2-3
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　　20日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
（６）違反行為の概要	平成27年10月30日及び平成27年11月20日並びに平成27年12月8日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第4項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第4項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)運行管理者に対する指導監督義務違反(運輸規則第48条の3)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　　2点 当該事業者の累積点数　　2点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

平成28年7月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	平成28年7月26日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社夢湖観光バス　代表者　浮舟崇弘
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　久喜市大字所久喜748-1 （東京営業所）　東京都足立区大谷田4-10-9
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　　120日車
（５）主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
（６）違反行為の概要	平成28年1月22日及び平成28年2月10日、重大事故惹起を端緒として監査を実施。12件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(5)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第4項)、(6)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第1項)、(7)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(8)運行指示書の保存義務違反(運輸規則第28条の2第2項)、(9)乗務員台帳の作成、備付け義務違反(運輸規則第37条第1項)、(10)乗務員台帳の記載事項等の不備(運輸規則第37条第1項)、(11)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(12)自動車に関する表示義務違反(運送法第95条)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　　12点 当該事業者の累積点数　　14点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

平成28年7月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	平成28年7月26日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社南東京自動車　代表者　大木克之
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　神奈川県座間市相武台4-1-35 （本社営業所）神奈川県座間市相武台4-1-35
（４）行政処分等の内容	文　書　警　告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
（６）違反行為の概要	平成28年6月29日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　0点 当該事業者の累積点数　0点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

平成28年7月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	平成28年7月26日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社双葉　代表者　小田切喜紘
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　山梨県甲斐市宇津谷626-2 （本社営業所）　山梨県甲斐市宇津谷626-1
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　　40日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条の2
（６）違反行為の概要	平成27年12月15日及び平成27年12月25日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運行に関する状況把握体制の整備違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条の2)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　4点 当該事業者の累積点数　4点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)